

令和7年度
第7回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和7年10月28日（火）

と ころ：木曾川庁舎3階第3研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第7回総会 議事録

令和7年10月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 許可取消し報告について

報告第4号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う
事業計画報告について

報告第5号 現況証明報告について

報告第6号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

(農業委員：13名)

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 (欠席)

6番 林 泰江

7番 近藤 篤誼

8番 (欠席)

9番 (欠席)

10番 (欠席)

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 (欠席)

16番 星野 幸代

17番 (欠席)

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：15名)

1番 木村 光男

2番 伊藤 末雄

3 番 伊藤 則夫
5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 (欠席)
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

4 番 後藤 一敏
6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 (欠席)
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：6名)

5 番 坂井 利弘
9 番 岩田 健司
15 番 浅野 富士男

8 番 佐野 正実
10 番 酒井 正明
17 番 成瀬 宏満

(農地利用最適化推進委員：2名)

10 番 立山 克生

11 番 青山 豊

<事務局>

事務局長 古田 雅巳
課長補佐 坂野 誠

専任課長 角田 篤彦
加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第7回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第7回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中13名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。14番 佐々均委員さん、16番 星野 幸代委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転11件です。

詳細は、2ページから4ページをご覧ください。2ページの50番、51番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。52番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。53番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。54番から3ページの56番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。57番、58番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。59番から4ページの60番につきましては、経営拡大のため贈与により所有権を移転されるも

のです。

以上、農地法第3条許可11件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。

詳細は、6ページをご覧ください。6番、7番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の7ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転17件、賃借権設定3件、使用貸借権設定6件です。

詳細は、8ページから13ページとなります。8ページの159番から9ページの168番につきましては、分家住宅、10ページの169番、170番につきましては、自己用住宅、171番、172番につきましては、店舗を建築するものです。

以上、14件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

173番から12ページの179番につきましては、駐車場、180番から182番につきましては、資材置場、183番につきましては、蓄電所として利用されるものです。13ページの184番につきましては、現場事務所・駐車場として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

183番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可26件につきまして、宜しくご審議のほどお願いい

たします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題にします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の16ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、18ページをご覧ください。1番から6番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「許可取消し報告について」

- ・報告第4号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
- ・報告第5号「現況証明報告について」
- ・報告第6号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページ6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから10ページの所有権移転24件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件です。11ページをご覧ください。報告第3号は、許可取消し（5条）報告についてです。今月の報告は、12ページの1件です。13ページをご覧ください。報告第4号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、14ページの1件です。15ページをご覧ください。報告第5号は、現況証明報告です。今月の報告は、16ページの5件です。17ページをご覧ください。報告第6号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、18ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時15分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 佐々 均

署名者 星野 幸代